

古賀市
事業者支援
第6弾

燃料費高騰対策運送 事業者等支援金

市内に本社、支社、営業所を有する道路運送事業者等が令和3年10月から令和4年7月までの10か月間のうちいずれか最大4か月において、対象車両の運行のために購入した燃料の合計に対して1リットルあたり10円を支給します。

【交付対象要件】

市内で下記の要件に該当する事業を営む中小企業者または個人事業主

【交付対象事業】	【交付対象車両】
①貨物自動車運送事業 (トラック運送事業)	左記①～③の事業者が事業に要する車両で下記のいずれも満たす車両
②一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー・介護タクシー事業)	(ア) 車検証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載がある車両(緑・黒ナンバー)
③一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス事業)	(イ) 車検証の「使用の本拠の位置」の欄に古賀市内の住所が記載されている車両
④自動車運転代行業	上記(イ)に加え、公安委員会から認定を受けた随伴用車両

【申請期間】

令和4年7月1日～

令和4年9月30日

17:00必着

【支給額】

燃料購入量(ℓ)×10円

※上限額あり。

※詳細は市ホームページを参照。

必要書類

①～④の対象事業別に申請時の必要書類が異なります。下記表を参照の上、もれなく提出をお願いします。また、必要に応じて他に資料の提出を求められることがあります。

必要書類		① トラック 運送事業	② タクシー 介護タクシー	③ 貸切バス	④ 自動車運転 代行
1	提出時チェックリスト	○	○	○	○
2	古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	○	○	○	○
3	燃料購入記録簿	○	○	○	○
4	購入した燃料に関する領収書等（購入量、種別、購入日）がわかるもの	○	○	○	○
5	運輸局からの自動車運送事業の許可書（軽運送は届出書）または証明書（証明願）の写し	○	○	○	—
	公安委員会からの運転代行業の認定書の写し	—	—	—	○
6	対象車両全ての車検証の写し ※「使用の本拠の位置」が古賀市内であること	○	○	○	○
7	対象車両全ての写真（ナンバーが確認できること） ※自動車運転代行業は車体に掲示する認定番号等が写っているもの	○	○	○	○
8	直近の確定申告書の写し	○	○	○	○
9	本人確認書類（個人事業主のみ） ※免許証、健康保険証等の写し	○	○	○	○
10	市税に滞納のない証明書	○	○	○	○

※詳細については、古賀市ホームページをご確認ください。

※ここに記載のあることのほか、「古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付要綱」に定める内容に基づき支援します。

※提出された書類は公的機関へ照会することがあります。

※Q&Aについては、古賀市ホームページで随時更新予定です。申請時に最新のQ&Aをご確認ください。

【問い合わせ先】 古賀市役所 商工政策課 商業観光係 西村・檀（だん）

電話：092-942-1176 メール：shoukou@city.koga.fukuoka.jp